

第9回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成27年3月27日(金) 9時22分～10時32分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲 ② 坂口 輝美 ③ 冨永 勝志 ④ 石原 千代年
⑤ 堂後 善人 ⑥ ・無濱 俊幸 ⑦ 高原 熊夫 ⑧ 平田 修二
⑨ 京田 提樹 ⑩ 松下 輝男 ⑪ 石坂 務 ⑫ 田嶋 輝男

4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

5 議事日程

- 諮問第 3号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第12号 非農地証明願いについて
議案第13号 農用地利用集積計画について
議案第14号 農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
その他(報告等)・・・なし

6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)
久保田真一郎 (次長兼管理係長)
大田 豊茂 (管理係)

迫口 大地 (管理係)

濱崎 春香 (管理係)

○ 農政課 園田 健 (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

皆さんお早うございます。

定刻より若干早いですが皆様お揃いですので、ただ今から第9回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第1 議事録署名委員の指名ですが、議長において、6番・無濱 俊幸委員、7番 高原 熊夫委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第9回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第3 諸報告ですが、3月2日は、鶴翔高校の第8回卒業式に出席しております。3月17日には、JA鹿児島いずみ役員報酬審議会に出席いたしました。

また、3月18日は、農政課所管の人・農地プラン検討委員会に出席しております。3月20日には、阿久根市総合開発審議会に出席し、3月23日には、都市計画審議会に出席いたしました。

そして、3月26日、昨日ですが、鹿児島市で開催された鹿児島県農業会議の第87回通常総会に、谷口局長と出席いたしました。

また、坂口輝美委員には、3月20日に薩摩川内市・樋脇町で開催された、薩摩出水支部の女性農業委員の研修会に出席をいただいています。

私からは以上であります。皆さん方からありましたなら、その他のところをお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第4 諮問第3号

農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

本件に9番 京田提樹委員の議事参与の制限に該当する件が含まれていますので、まず、9番 京田提樹委員の議事参与の制限以外の件について、農政課の説明を求めます。

農政課 (園田 健)

お早うございます。

それでは、諮問第3号の説明をいたします。

今回、新規2件の農業経営改善計画の認定申請がありました。

第三者機関の意見聴取のため農業委員会に対して、認定農業者の認定に係る諮問をお願いするものでございます。

認定要件といたしましては、農業経営基盤強化促進法第12条第4項に基づきまして、阿久根市の基本構想、それから農用地の効率的な利用並びに経営改善計画の達成の見込み並びに農林水産省経営局長通知の認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づいて判断するように通知されているところでございます。

なお、年齢制限等については画一的には適用をせず、市町村の独自基準により弾力的に運用をするものでございます。

また、去る3月10日・火曜日に関係機関・団体による農業経営改善計画認定審査会において審査を行ったところ、認定することは適当であるという意見に達したところでございます。

それでは、資料の説明をしたいと思います。

(諮問資料にて説明)

以上で御説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)
農政課の説明が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
農政課の説明は、認定しようとするものであります。
諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
異議なしと認めます。
よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 （田嶋 輝男）

それでは次に， 9 番 京田提樹委員の議事参与の制限に該当する件を審議しますので， 9 番 京田提樹委員は退席をお願いいたします。

（ 9 番 京田提樹委員 退席 ）

議長 （田嶋 輝男）

それでは，農政課の説明を求めます。

農政課 （園田 健）

それでは，続きまして説明いたします。

（ 諮問資料にて説明 ）

以上で御説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 （田嶋 輝男）

質疑ございませんでしょうか。

10 番委員（松下 輝男）

水稻の面積の現況と，それからトラクターの現況の台数が書いてありませんが，機械はないのでしょうか。

農政課 （園田 健）

今現在，トラクターと田植え機については，下に記載してございますオ

ペレーターの方々の機械を使っているところであって、この組合名義のトラクターと田植え機は無いということでございます。

10番委員（松下 輝男）

現況の水稻の面積はこれだけなのですか。

農政課（園田 健）

実際に今持たれている面積はこれだけです。これ以外に受託の面積があります。

今後5年後には自分たちで持つ面積について、記載してある面積を増やしたいということでございます。

議長（田嶋 輝男）

10番委員よろしいですか。

10番委員（松下 輝男）

はい分かりました。

議長（田嶋 輝男）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

農政課の説明は認定しようとするものであります。

諮問のとおり認定することにご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

それでは、9番 京田提樹委員の着席を許します。

(9番 京田提樹委員 着席)

議長 (田嶋 輝男)

日程第5 議案第10号

農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (大田 豊茂)

それでは、議案第10号についてご説明いたします。

議案書の3ページから4ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は6件であり、使用貸借権が3件と所有権の移転が3件であります。

なお、今回の申請は、整理番号1から5については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、整理番号6については、農業生産法人以外の法人であり、農地法第3条第2項の規定により不許可に該当いたしますが、同条第2項の「ただし書き」において、「政令で定める相当の理由があるときは、この限りでない。」と記載されております。

また、3月16日に7番委員及び8番委員と事務局で現地調査並びに聞き取り調査を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1の使用貸借権について、地図は1ページから3ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇市〇〇町にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは、現在、水稲・甘藷の生産を行い、年間300日程度、農業に従事されております。

申請地は、水稲・甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に、整理番号2の使用貸借権について、地図は4ページから5ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは、現在、水稲・季節野菜の生産を行い、年間300日程度、農業に従事されております。

申請地は水稲・季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に、整理番号3の使用貸借権について、地図は6ページから7ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

なお、貸人は〇〇 〇〇さんの相続人である〇〇 〇〇さんであります。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、果樹の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

次に、整理番号4の所有権移転について、地図は8ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、畜産や飼料作物の生産を行い、年間300日程度、農業に従事されております。

申請地は水稻を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われま

す。

次に、整理番号5の所有権移転について、地図は9ページであります。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住まいの〇〇 〇〇〇さんであります。

〇〇さんは現在、キヌサヤ・季節野菜の生産を行い、年間100日程度、農業に従事されております。

申請地は、野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われ

ます。

次に、整理番号6の所有権移転について、地図は10ページであります。

今回の申請人は、農業生産法人以外の法人であり、農地法第3条第2項の規定により不許可に該当いたしますが、同条第2項の「ただし書き」において、「政令で定める相当の理由があるときは、この限りでない。」と記載されております。

今回の申請人は社会福祉法人であり、申請書において〇〇時の健康管理や〇〇の農業体験学習等のため耕作を行いたい旨の記載があることから、農地法施行令第6条第1項のハ「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。」に該当し、許可要件を満たしております。

申請地は耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、社会福祉法人〇〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇さんであります。

今回、申請人は、〇〇時の健康管理や〇〇の農業体験学習等の目的で、

〇〇〇の〇〇や〇〇に農業への従事を行わせたいというものであり、周辺への影響、労働力等についても、何ら問題はないと思われます。

なお、生産された甘藷については、〇〇〇〇〇の〇〇及び〇〇の給食用食材に利用するということでもあります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査員の報告を求めます。

7番委員 (高原 熊夫)

それでは、農地法第3条の許可申請につきましてご報告いたします。

3月16日に、8番委員及び事務局職員と現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。

整理番号1から5につきまして、申請地は耕作可能な農地でありました。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題なく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

また、整理番号6につきまして、申請人に確認したところ〇〇の農業体験学習目的で、〇〇と〇〇〇の〇〇に農業に従事してもらい、花卉や甘藷等を耕作させたいとの事でした。

いずれの申請地も必ず耕作するとのことで、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件の整理番号1番から5番については、農地法第3条第2項各号に該当せず、また、整理番号6番については、農地法第3条第2項のただし書きにより、それぞれ許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号の各件については許可することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第6 議案第11号

農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第11号について説明いたします。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

3月16日に、7番委員及び8番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは整理番号1から順次説明いたします。

整理番号1につきまして、整理番号1は農家住宅及び車庫物置への使用貸借権設定です。

地図は11ページで、有限会社〇〇〇〇近くになります。

申請地は、農地の広がりがあるが10ha未満の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役の〇〇 〇〇さんです。

〇〇さんは、現在の事務所及び資材置場が手狭となってきたため、申請地に事務所及び駐車場並びに資材置場を新設されたく申請されたものです。

申請地周囲は北側雑種地、西側市道、他は山林及び宅地でありました。

申請地は1.8m程切土を行い、土砂流出等がないように法面保護をされます。

また、建物は平屋建てとし、隣接地から5m程離して建築されます。

排水等は浄化槽で処理後、西側の市道側溝に流されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

8番委員 (平田 修二)

ご報告を申し上げます。

去る3月16日、7番 高原委員と事務局職員2人と現地調査をいたしました。

整理番号1ですけれども、非常にきれいな農地でございましたが、事務局の説明にありますように娘さん夫婦が将来就農したいということでございましたので、その他については事務局が申し上げたとおりでございます。

許可相当と見て参りました。

次に整理番号2でございますが、駐車場への転用ですが、会社の駐車場で本社と隣接でございますが、事務局の説明にありましたが、切土等をされて災害防除工事も今後少し課題ではございますが、別に留意すべきことと言うのはほとんどなく、許可相当と見て参りました。

次に整理番号3ですけれども、現在の事務所・駐車場・資材置場等が狭くなったために、今回新たに〇〇 〇〇さんの土地に事務所設置をしたいと言うことです。周りに影響はほとんどなく許可相当と見て参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)
調査員の報告が終わりました。
これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)
質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)
質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。
調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)
ご異議なしと認めます。
よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)
日程第7 議案第12号
非農地証明願いについてを議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第 8 議案第 13 号

農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (迫口 大地)

それでは、議案第 13 号 平成 27 年農用地利用集積計画書第 3 号について、説明いたします。

その前に 1 点、訂正をお願いしたいと思います。

4 ページ目の整理番号 8 の支払い方法につきまして、未記入となっております。正しくは収穫期納めとなりますのでよろしく願いいたします。

それではあらためまして、農用地利用集積計画書第 3 号について、提案いたします。

始めにこの計画書の公告年月日は平成 27 年 4 月 1 日となります。

それでは、1 ページ目をお開きください。

(議案資料にて説明)

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。

なお、議案第13号 平成27年農用地利用集積計画書の第3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

私から質問したいのですが、整理番号4番ですが、登記簿上は山となっておりますが、農家用の畜舎ですので問題ないとは思いますが、このままで良いのでしょうか。別に用途変更しなくても良いのでしょうか。

もう畜舎が建っている訳ですよね。

事務局 (迫口 大地)

前回から再設定となっておりますので。

議長 (田嶋 輝男)

9番 京田委員、現場を見ていると思いますがどうでしょうか。

9 番委員（京田 提樹）

そうですね。畜舎がきれいな物が建っています。

1 番委員（新穂 敏憲）

前は私がしました。

事務局長（谷口 義美）

農業用施設ではないでしょうか。

1 番委員（新穂 敏憲）

普通は造成したら畑地になりますから。

8 番委員（平田 修二）

この問題は事務局に調査していただいて、事後処理で来月報告したらどうでしょうか。ここで議論しても終らないと思います。

議長（田嶋 輝男）

それでは事務局は調査をして、次回の総会で報告をお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

日程第9 議案第14号

農業委員会の平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価と平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (久保田 真一郎)

それでは、議案第14号について、説明をさせていただきたいと思えます。

議案書と一緒に事前に送付いたしました、お手元の資料をご覧くださいと思います。

表紙に議案第14号資料と書かれた物でございます。

この議案のうち、平成26年度分の目標等につきましては、平成26年度の5月の総会にて議案として提出しておりますので、第21期から引き続きの農業委員の皆さまにおかれましては、御理解されているものと存じますが、この議案の説明の前にこの目的とスケジュールにつきまして、説明しておきたいと思えます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画作成の目的を記載してございますが、これは平成20年12月に農林水産省がまとめました農地改革プランにおきまして、農業生産・経営の資源である農地を確保することが基本であり、農地面積の減少を抑制し、農地所有から利用に再構築することを重要課題として捉えまして、この実効のためには農業委員会の役割が非常に重要であるとされております。

これを受けまして、農業委員会は適正な事務執行について、毎年、農業委員会業務の点検・検証等を行い、また、目標及び活動計画を作成し、毎年6月までに県を通じて九州農政局へ報告することとなっているものでございます。

つきましては、平成26年度の目標及び活動計画は、昨年5月の総会で決定していただきましたが、今回は、平成26年度の点検・評価を行うとともに、次年度、平成27年度の目標及び活動計画について定めるものでございます。

それでは、資料の2ページをご覧くださいと思います。

この点検評価と活動計画策定のスケジュールでございますが、

(別紙スケジュールで説明)

それでは、内容につきまして説明したいと思いますので、資料の3ページをご覧くださいと思います。

内容につきましては、委員の皆様には事前にお目通しいただいたと思いますが、ここでは黄色に着色してある部分を主に説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(別紙資料にて説明)

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件について、決定することにご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

事務局からは、ありませんか。

事務局長 (谷口 義美)

先日、3月18日に第2回潟土地区画整理事業地区内未処分市有地検討委員会というのがございまして、その中で潟土地区画整理地内の農地に関する分の転用を元々宅地目的で造成された事業であるので、農業委員会の手続きをしなくてもいいのではないかと言うことで、農業委員会の見解を聴きたいということで、会長にこの会に出席していただきたいというようなことがございました。

それで、私の方で出席をいたしました。

本来、この区画整理事業であったとしても現況を畑として固定資産税も

それで支払いをされていると。

そういった中でやはり農業委員会としては、農地をあくまでも守る立場で、農地に関して法に基づいてやるところでございますので、私どもとしましては元々宅地ならばそれでいいでしょうし、現況が畑というのであれば、どうしても農業委員会に諮る必要がございますので、そこは御了解くださいということで話しをさせていただいたところでございます。

皆さん方にも一応そういったこともあったということでお知らせをしておきたいと思えます。

以上でございます。

8番委員（平田 修二）

今の局長の話しについてですけれども、阿久根市農業委員会は潟地区については、農業委員会の方から断ったならという話しをしてきたぐらいのところでは。

市の方が農業委員会はもういいのではないかという話しですけれども、私どもは長い間農業委員会に携わっていますが、こんなことはしないでもいいのではないかと思います。

事務局長（谷口 義美）

話しがあったのが、委員の中にいらっしゃる方の中の方からということで、そこで農業委員会の見解を聴いてみたいというようなことでありましたということで報告をさせていただきました。

そういったことで、薩摩川内市、出水市、鹿児島市等にも同じように農業委員会事務局に確認をとってみましたところ、出水市については事例がないと。薩摩川内市については、鹿児島市もそうですが、阿久根市と同様に農地法第4条・第5条の手続きを踏んでもらってしているということでしたので、阿久根市としても同じような取扱いをさせていただきますということで申し上げます。

8番委員（平田 修二）

ぜひそうしてください。

議長（田嶋 輝男）

取りあえずは現地調査も潟地区は省いていますので。

事務局長（谷口 義美）

平成18年度の時期に潟区の土地所有者の方々と、課税の関係で協議がなされているようです。

元々宅地のままで置きたいという方でしたら100%の課税。或いは農地の状況に応じて完全に畑というようなものについては、25%の課税と。税率が、状況に応じた課税の仕方がされているようです。

そういった部分では土地の所有者においては、それだけの恩恵は与っていらっしゃるのかなあと。

税金を納められるときはそれで納めて、手続きの部分では優遇をしていたきたいというのはいかがなものでしょうかと。

あくまでも農業委員会に意見を求めるのであれば、私どもとしては農地を守る側での話しをしなければならないと。現況がそういう形で畑という状況の中で転用されるのであれば、面倒であってもそこはしていただく。それがダメであれば、おっしゃるように最初から宅地にしてくださいということになるのかなあと。

そうことで農業委員会の見解はさせていただいたところです。

議長（田嶋 輝男）

そういうことですので、今までどおり継続ということで行きたいと思えます。

ほかにないでしょうか。

委員 なし

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:32